

色麻町認定こども園設置運営事業者 公募に係るプロポーザル要項

1. 募集の趣旨

現在本町には、就学前の児童のための教育・保育施設として、色麻幼稚園・色麻保育所・清水保育所の3施設があります。この3施設は、施設の老朽化が進み今後長期にわたる施設運営が困難な状況にあります。

就学前の子どもの最善の利益を第一に考え、また保護者や地域の子育て力の向上に向けた更なる支援を目指し、「民設民営」による幼保連携型の「認定こども園」を整備するため、設置運営法人を募集します。

2. 募集のスケジュール

募集及び事業のスケジュールは次のとおりです。

項 目	期日・期間	備 考
事業実施公表	令和3年8月27日(金)	
整備予定地現地説明会	9月19日(日)10:00～12:00	
公募申込書の提出期限	9月24日(金)17:00	
企画提案書の提出期限	12月7日(火)17:00	
プレゼンテーション及び審査会	12月20日(月)	
運営事業者決定	12月下旬	
運営事業者との各種協議	令和4年1月以降	

3. 認定こども園整備概要等

(1) 概要

① 整備施設

幼保連携型認定こども園

② 入所児童

生後6か月から小学校就学前までの全年齢

③ 定員

色麻町認定こども園基本計画では次のとおり定員を設定しています。

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
教育認定	—	—	—	13	13	13	39
保育認定	24	30	30	32	32	32	180
計	24	30	30	45	45	45	219

④ 開園日

祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く、月曜日から土曜日まで

⑤ 開園時間

午前7時15分～午後6時15分

⑥ 延長保育

午後6時15分～午後6時45分

⑦ 一時預かり保育

月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分～午後 5 時

⑧ 保育料以外の負担金

保護者の経済的負担を最小限とするよう努めてください。

⑨ 通園方法

- ・ 1 号認定及び 2 号認定については、通園バス又は保護者の送迎とします。
- ・ 3 号認定については、保護者の送迎とします。
- ・ 通園バスの運行時間は、1 号認定の園児の登園及び降園時間を基準とします。
- ・ 通園バスの運行については、運営事業者（委託も含む）が行い、その経費の町負担額は運営事業者と協議し決定します。

⑩ 給食の提供

- ・ 給食については自園調理とし、すべての園児に対し給食を提供してください。
- ・ 自園調理に係る経費については、運営事業者の負担とします。
- ・ 給食は、栄養士が献立を作成し、主食・副菜・おやつを町内又は県内で生産された食材を積極的に使用し、適時適温で提供してください。また、食育指導や食物アレルギーへの対応についても配慮してください。

⑪ その他

- ・ 教育・保育にかかる行事等については、地域性や園の特色を生かした行事を運営事業者が計画し実施してください。

ただし、一般的な季節行事（クリスマス会など）を除き、宗教色の強い行事・行為は行わないでください。

(2) 整備予定地

所在地：宮城県加美郡色麻町清水字香ノ木前 29 番地外（別紙 1 「貸与場所」参照）

貸付面積：約 9,000 m²

※貸付面積については、土地貸借契約を締結するまでに、町が測量を行い面積を確定します。

地 目：学校用地

災害予測：当地域は、現状の河川改修後において浸水等の被害はありませんが、町の洪水土砂災害ハザードマップ上 0.5m～3.0mの浸水想定区域となっています。

なお、隣接する色麻幼稚園講堂（体育館）は 0.5m 未満の浸水想定区域です。

※色麻幼稚園は、令和 6 年 3 月まで現状のまま業務を継続します。その間の仮設園舎は考慮していません。

そのため、建設工事の際は事業者において十分な安全対策を講じてください。

(3) 貸与の条件等

- ① 認定こども園の事業の用に供する土地は無償貸与とします。
- ② 貸付面積は、事業者選定後に事業者と町が協議のうえ決定します。
- ③ 貸与期間は、30 年とします。
- ④ 使用料は、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年 3 月 9 日条例第 7 号）」第 4 条の規定に基づき無償とします。その後は、契約の見直しを協議することとします。

- ⑤ 土地に対する抵当権等の権利設定はできないものとします。
- ⑥ 当該土地の維持管理のために要する費用、その他の必要諸経費は事業者の負担とします。
- ⑦ 貸付地内にある「笠松」については、現在の場所で町が管理することとし、その費用は町が負担します。
- ⑧ 貸付地外にある現在の色麻幼稚園園舎の解体及び解体後の駐車場整備は町が行います。色麻幼稚園講堂(体育館)については、社会体育施設に移行し駐車場と併せ町が管理します。なお、認定こども園が積極的に利用できるよう活用方法について運営事業者と協議します。
- ⑨ 上記のほか当該土地に関して必要な事項は別途協議します。

4. 開園時期

開園は2024(令和6)年4月1日を予定しています。ただし、整備予定地の状況や、手続き、建設スケジュールなどにより遅延することもありますので、町と事業者との協議により決定します。

5. 認定こども園における子育て支援事業

本町がめざす認定こども園は、国の法令に基づく子育て支援事業と併せ、色麻町認定こども園基本計画で実施することとしている、次に示す5つの子育て支援事業を実施することを基本とします。

なお、事業開始年度が異なる場合はその計画内容を提案してください。

(1) 地域子育て支援事業

地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、子どもの養育に関する様々な課題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

(2) 一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、認定こども園の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

(3) 延長保育事業

保護者の就労状況その他やむを得ない事情のため、延長保育の必要があると認められる園児について、開園時間を延長して認定こども園で保育を実施する事業

(4) 障がい児保育事業

身体又は知的な面において軽度な障がいがあり、専門的なケアが不要な園児を認定こども園で受け入れて健常児と一緒に保育を実施する事業

(5) 病児・病後児保育事業

- ・ 病児対応型、病後児対応型

症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない(病後児の場合は病気の回復期にある)状態で、集団保育が困難で保護者が勤務等の都合により家庭で保育を受け

ることができない園児に対して行う事業

- ・ 体調不良型

保育中に微熱を出すなど体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応が必要な園児に対して、園児が安静にできる場所を認定こども園内に確保し、看護師等が一時的に保育を行う事業

6. 応募資格・条件

- (1) 応募日において、認定こども園、幼稚園又は保育所のいずれかを運営している学校法人若しくは社会福祉法人であること。
- (2) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、学校教育法等の認定こども園に関する条文を熟知するとともに、本町の教育・保育事業を理解し、積極的に町と協力しながら運営を行う事業者であること。
- (3) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 17 条第 2 項各号に定める事項に該当しないこと。
- (4) 「子ども・子育て支援法」第 40 条第 2 項に規定する同法第 31 条第 1 項の申請をすることができない者に該当しないこと。
- (5) 法人の役員又はその長が「子ども・子育て支援法施行令」第 18 条第 2 項第 5 号に掲げる者に該当しないこと
- (6) 法人並びに法人の長又はその役員に国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 法人の長若しくはその役員に、色麻町暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 14 日条例第 26 号)第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員と密接関係のある者に該当する者がいないこと。

7. 園舎整備にかかる補助等

(1) 補助金の申請及び交付決定

整備にかかる補助金については、本公募に選定された事業者が行う整備事業に対し、本町における予算成立後予算の範囲内において交付決定を行います。補助金は、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の活用を予定しています。

(2) 補助金の交付

補助金の交付は、整備事業終了後、実績報告書の提出により適正と認められた後に一括交付します。

(3) 補助割合

基本、補助対象金額の3/4(国2/4、町1/4)

ただし、国の交付基準では上限額が設定されています。

(4) その他留意事項

補助金の対象経費は、国庫補助金等の交付の内示がされた日以降の契約等を対象とします。

8. その他施設整備にかかる経費等

洪水等による浸水対策として、地盤のかさ上げを行う場合は、運営事業者と協議しその経費の町負担分を決定することとします。

9. その他運営にかかる経費等

色麻幼稚園、色麻保育所及び清水保育所で使用している備品のうち、運営事業者が希望するものについては無償譲渡します。

10. 質問書について

質問は、質問書(様式1)により、電子メールで子育て支援室あてに送信してください。なお、電子メール送信後、必ず電話で送信確認をしてください。

メールアドレス: kosodate@town.shikama.miyagi.jp

電話番号: 0229-66-1700

(1) 質問書の提出期間

令和3年8月27日(金)～ 9月10日(金)

(2) 質問に対する回答

質問については、メール受信後1週間程度で回答します。なお、質問・回答内容については、色麻町ホームページに掲載します。

11. 公募参加申し込み方法

公募への参加申込は、色麻町認定こども園設置運営事業者公募申込書(様式3)に必要事項を記入し色麻町保健福祉課子育て支援室あて郵送してください。

(1) 公募申込書の提出期間

令和3年8月27日(金)～ 9月24日(金) 17:00まで

(2) 提出後の辞退の手続き

色麻町認定こども園設置運営事業者公募申込辞退届(様式4)により、子育て支援室あて郵送してください。

(3) 公募要項等の配布

色麻町ホームページでダウンロードしてください。

ホームページアドレス: <https://www.town.shikama.miyagi.jp/>

(4) 整備予定地現地説明会

整備予定地の現地説明会を次のとおり行います。

希望される場合は、色麻町認定こども園整備予定地現地説明会参加申込書(様式2)によりお申し込みください。電子メールで送信いただいてもかまいません。

【日時】

令和3年9月19日(日) 10:00～12:00

【受付場所】

現色麻幼稚園駐車場内

12. 提案書の提出について

提案書は、別紙3「企画提案書類一覧」により作成し、子育て支援室に提出してください。

(1) 提出期間

令和3年9月24日(金)～12月7日(火) 17:00まで

(2) 提出方法

郵送又は持参とします。

郵送による場合は、提出期限必着としますので、書留・簡易書留等の配達記録が確認できる方法で送付してください。

送付先: 〒981-4122

宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27 番地2

色麻町保健福祉課 子育て支援室 あて

(3) 提出書類のサイズ及び提出部数

提出書類は、別紙提出書類一覧の番号ごとに A4 サイズ縦を基本とします。ただし図面等は、A4 サイズに収まるよう折り込むなどしてください。

提出部数は、正本 1 部(ファイル綴じ込み)、副本15部(ファイル綴じ込み不要)です。

ただし、審査にあたって、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) その他

- ・ 提出された書類等は返却しません。
- ・ 提出された書類は、プロポーザルのために使用し、複製、頒布等することができるものとします。
- ・ 応募のために支出した費用等については、町は補填しません。

13. 審査・選定方法について

(1) 事業者の選定方法

色麻町認定こども園運営事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)において、別紙4「色麻町認定こども園設置運営事業者選定審査基準表」に基づき書類審査及びヒアリング審査を実施し、優先交渉権者の選定を行います。

応募者へのヒアリングは令和3年12月20日を予定しております。時間等詳細については後日お知らせします。なおヒアリングの際は、応募者によるプレゼンテーションを行っていただきます。

プレゼンテーションには、感染防止の観点から、代表者、当該事業担当者及び会計担当者等の3名以内での出席をお願いします。

(2) 選定結果と公表

選定結果については、参加者全員に通知するとともに、審査の公平性、透明性を期すため、結果を色麻町ホームページに掲載します。電話等による問い合わせには応じません。

14. 申し込み・問い合わせ先

担 当：色麻町保健福祉課 子育て支援室

所在地：〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四竈字杉成 27 番地2

電 話：0229-66-1700

F A X：0229-66-1717

E メール：kosodate@town.shikama.miyagi.jp

別紙1 貸与場所



別紙2

公募申込等提出書類一覧

様式番号	書 類 名 称	摘 要
様式1	色麻町認定こども園設置運営事業者公募にかかる質問票	
様式2	色麻町認定こども園整備予定地現地説明会参加申込書	
様式3	色麻町認定こども園設置運営事業者公募申込書	
様式4	色麻町認定こども園設置運営事業者公募申込辞退届	

企画提案書類一覧

様式番号	書 類 名 称	摘 要
提案様式1	色麻町認定こども園設置運営事業者公募プロポーザル提案書	
提案様式2	企画提案書(法人の運営状況)	
提案様式3	企画提案書(施設整備の考え方)	
提案様式4	企画提案書(施設の運営)	
提案様式5	企画提案書(教育・保育内容等)	
提案様式6	企画提案書(給食)	
提案様式7	企画提案書(安全・衛生管理)	
提案様式8	企画提案書(職員確保・配置計画、研修計画)	
提案様式9	企画提案書(保護者対応、地域交流、町との連携)	
提案様式 10	施設整備計画書 (添付書類) ①建物等の配置図(建物の形状・敷地全体の土地利用状況がわかるもの) ②建物平面図(建物のレイアウトがわかる平面図) ③部屋ごとの求積図	A3 版 A3 版
提案様式 11	資金計画書 (添付書類) ①工事費見積書 ②備品購入費調書 ③借入金償還計画表	
提案様式 12	新施設運営にかかる3年間の収支計画書	
提案様式 13	現在実施している事業の概要 (添付書類) ①法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ②法人の定款 ③法人の意思決定機関の議決が確認できる書類(理事会の議事録等) ④法人全体の直近3年間の決算書類(損益計算書・貸借対照表・資金収支計算書等) ⑤法人の国税及び地方税の納税証明書 ⑥法人の施設運営の考え方、取り組み、実績等がわかる資料(パンフレット等で可)	証明書は 正本のみ原本、 副本は写しで可
提案様式 14	法人代表者の履歴書	

色麻町認定こども園設置運営事業者選定審査基準表

審査項目	審査事項	評点
法人の運営状況	・児童福祉の理念を十分に理解した法人運営が期待できるか	5点
	・役員構成や財政運営状況が適正であり、健全で安定した運営が期待できるか	5点
	・すでに運営している認定こども園等の福祉事業の運営状況は評価できるか	5点
施設整備	・敷地が有効に活用され、定員数の子どもを受け入れるため、十分な施設の面積が確保されるなど施設の配置計画は適切か	5点
	・保育サービスの向上のための工夫がなされているか	5点
	・駐車場や送迎に関する動線確保は十分検討されているか	5点
施設の運営	・募集要項で定める定員設定となっているか	5点
	・開園時間や延長保育が適正に確保されているか	5点
	・施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか	5点
教育・保育内容等	・色麻町の幼児教育、保育の状況を十分理解した提案となっているか	5点
	・保育課程や指導計画は十分期待できるか	5点
	・保育の質の向上や改善のための取り組みについて十分検討された提案となっているか	5点
	・国で定める子育て支援事業の実施について提案されているか	5点
	・町が実施をめざす子育て支援事業について検討、提案されているか	5点
給食	・自園調理が確保できる計画となっているか	5点
	・献立に対する工夫やアレルギーのある子どもへの対応は十分検討された提案となっているか	5点
安全衛生管理	・事故や災害、不審者に対する対策が提案されているか	5点
	・子どもや職員の衛生・健康管理の対策が提案されているか	5点
職員確保・配置計画 研修計画	・保育、教育の提供に必要な職員を確保できる見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか	5点
	・職員の育成、研修について具体的な計画を有しているか	5点
保護者対応 地域交流 町との連携	・保護者と職員のコミュニケーションや苦情対応について十分検討された提案となっているか	5点
	・保護者の金銭的負担を最小限とする計画となっているか	5点
	・小学校への接続(交流事業・事務引継等)の考え方や取り組み方針について十分検討された提案となっているか	5点
	・地域住民等との交流、連携や色麻町の福祉・教育行政に対する協力について十分検討された提案となっているか	5点

【判定基準】 5点:特に優れている提案である 2点:一部不足する提案である
 4点:優れている提案である 1点:求める提案となっていない
 3点:必要な内容は提案されている